

○活動中誤って置物を破損させてしまった。

など

(2) お支払できる保険金の内容

損害保険金・・・被害者の治療費・入院費・慰謝料・壊れたものの修理費 / 事故解決のために支出した必要・有益な費用 / 被害者に対する応急手当・護送、その他、緊急処置に要した費用、損害の防止軽減費用等 など

<この保険でお支払の対象とならない主な場合>

○保険契約者又は被保険者の故意による事故

○戦争・変乱・暴動・労働争議・騒じょうまたは地震、噴火、洪水、津波などの天災による事故。

○他覚症状のない頸部症候群（いわゆる「ムチウチ症」または腰痛 等）（傷害保険）

○急激・偶然・外来性のないケガ

○日本国外での事故

○サロン事業活動以外で発生した事故

など

<補償内容>

(傷害保険)

保険金の種類	保険金額
死亡・後遺障害保険金	300万円～18万円
入院保険金日額	3,000円
手術保険金額	入院保険金日額の10・20・40倍
通院保険金日額	2,000円

(賠償責任保険)

補償項目		保険金額	
賠償責任 (免責金額なし)	対人・対物共通	1事故・保険期間中	2億円
	受託物・借用物	1事故	50万円(現金は10万円)
	人格権侵害	1名(1事故・保険期間中)	50万円(100万円)
事故対応費用		1事故・保険期間中	500万円
見舞費用	死亡		50万円
	後遺障害		1・5万円～50万円
	入院日数に応じて2～10万円／通院日数に応じて1～5万円		

事故が発生したときの連絡先

立川市社会福祉協議会 市民活動センターたちかわ

〒190-0013 立川市富士見町2-36-47

TEL 042(529)8323 FAX 042(529)8714